

水戸市からのお知らせ

事業を営んでいる方は固定資産税（償却資産）の申告を

固定資産税は、土地や家屋のほか、事業用の償却資産にも課税されます。

法人や個人で事業を営んでいる方は、地方税法に基づき、毎年1月1日現在の償却資産の所有状況を償却資産の所在する市町村等へ申告することになっています。

水戸市では、12月中旬に事業者の皆様へ令和3年度の申告書をお送りいたしますので、期限までに申告されますようお願いいたします。申告書は、水戸市ホームページ(<http://www.city.mito.lg.jp/>)からもダウンロード可能です。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少した中小事業者等が所有する事業用家屋及び償却資産について、令和3年度の固定資産税・都市計画税が軽減されます。詳しくは、水戸市ホームページ(<https://www.city.mito.lg.jp/001133/001182/001863/p022296.html>)をご覧ください。

申告期限 **令和3年2月1日(月)** (当日消印有効) ※必ず期限内に申告をお願いします。

申告先 **水戸市資産税課 償却資産係** 〒310-8610 水戸市中央1丁目4番1号
(新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、郵送による申告にご協力ください。)

〈償却資産の具体例〉	共通	看板、事務机、椅子、パソコン、コピー機、エアコン、舗装路面、太陽光発電設備など	クリーニング業	洗濯機、ドライ機、脱水機、プレス機など
	飲食店業	厨房機器、接客用家具、カラオケ機器、冷蔵庫など	建設業	ブルドーザー、パワーショベル、大型特殊自動車など
	理・美容業	テナント施工の内装費、理・美容椅子、消毒殺菌器、パーマ器など	工場	受変電設備、旋盤、フライス盤、圧縮機など
	小売業	陳列棚、冷蔵ストッカー、自動販売機など	不動産貸付業	駐車場設備、アパートの屋外電気・給排水・ガス設備、外構、自転車置場など

問い合わせ 水戸市資産税課 償却資産係 電話029-224-1111(内線1672)